

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年7月1日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 山村地域の集落機能維持に向けた調査支援事業業務委託
- (2) 業務概要 山村地域の過疎化の進行に伴う担い手不足により、自立した地域運営が困難な状況にあるため、住民自治組織（自治区、町内会・自治会）の機能維持に向け、専門的なアドバイスのもと、地区コミュニティ会議の今後の在り方検討や、運営困難な住民自治組織をモデルとした組織再編のコーディネート支援を行い、今後、組織再編に必要な支援や取組内容をまとめる。
- (3) 履行期限 令和8年3月24日
- (4) 提案限度額 11,000,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、令和2年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たり500万円以上の下記業務の履行実績を有するものであること。

・過疎地域市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条及び41条）及び過疎地域とみなされる区域のある市町村のうち、過疎地域とみなされる区域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律

第19号)第42条)並びに過疎地域とみなされる市町村(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第3条)における地域運営に関する調査分析委託業務

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月14日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所地域活躍部総合山村室(足助支所内)又は総合山村室ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和7年7月14日(月)午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所地域活躍部総合山村室(足助支所内)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和7年7月18日(金)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和7年7月11日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (3) 回 答 令和7年7月18日(金)までに総合山村室ホームページ又は参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面6枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(様式自由)すること。提出部数は、紙媒体(両面印刷可)で正本1部、副本6部、電子媒体で正副各1部とする。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 4 参加資格要件(7)の業務経歴

- ・地域運営に関する調査分析委託業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)

(2) 業務担当体制

- ・業務担当責任者、主任担当者等の経歴、地域運営に関する調査分析委託業務実績、現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

- ・実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見

- ア 地区コミュニティ会議状況調査の考え方や進め方について

- イ モデル自治区や地域会議の見直しに向けた効果的な実施方法や進め方について
- ウ 伴走支援を行う人材育成の方法や考え方について
- エ 将来人口の実現可能な目標数値の算出方法やその考え方について

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年7月25日（金）正午まで

(2) 提出場所 豊田市役所地域活躍部総合山村室（足助支所）

(3) 提出方法 紙媒体の提出方法は持参又は郵送とし、電子媒体（PDF等）の提出方法は電子メールとする。

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメールにより提出すること。

9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和7年7月28日（月）午後1時15分から午後5時までの指定する25分間（時間は対象者に後日連絡する。）

(2) 開催場所 豊田市役所 東庁舎6階 東61会議室

(3) 備考 ア 説明10分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。

イ 出席者は3名以内とし、業務担当責任者からの説明とする。

ウ 説明は提出資料のみとし、追加資料等の持込みは認めない。

エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うため、自己紹介は行わないこと。

10 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。

ア 業務実績等（60点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（20点）

（イ）業務担当責任者の業務実績（20点）

（ウ）業務担当者の業務実績（20点）

イ 業務実施計画等（42点）×5人【選考委員評価】

（ア）業務実施方針（38点）

（イ）工程計画（4点）

ウ 価格（30点）【事務局評価】

※評価点（300点）＝ア（業務実績等（60点））＋イ（業務実施計画等42点）×5人）＋ウ（価格（30点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点300点満点のうち30点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 30 \text{ 満点} (\text{価格点数}) \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（150点）に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(5) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長	地域活躍部 副部長 濱田孝光
委員	学識経験者 中田雅美（中京大学 現代社会学部 准教授）
	地域活躍部 総合山村室長 古澤彰朗
	地域活躍部 地域交流課 課長 杉浦智文
	地域活躍部 総合山村室 副室長 加知直人

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知（予定）日 令和7年8月19日（火）

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

(2) 契約（予定）日 令和7年9月4日（木）

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

(5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

- (6) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (7) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和8・9年度山村地域の集落機能維持に向けた調査支援事業関連業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

【問合せ先（提出先）】

〒444-2424 愛知県豊田市足助町宮ノ後26-2

豊田市役所地域活躍部総合山村室（足助支所内）

電 話 0565-62-0610（直通）

FAX 0565-62-0614

E-mail sanson@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。